

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第7章 納付能力調査 第2節 現在納付能力調査</p> <p>64 つなぎ資金</p> <p>つなぎ資金の額は、納税者が法人である場合には、調査日からおおむね1月以内の期間（以下「計算期間」という。）における下記(1)の額、納税者が個人の場合には計算期間における下記(1)及び(2)の合計額とする。</p> <p>なお、調査日からおおむね1月以内の期間において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が明らかである場合（納税者が個人である場合は、下記(2)ロにより計算する場合に限る。）は、調査日からその日までの期間を計算期間として差し支えない。</p> <p>また、計算期間における下記(1)の額又は下記(1)及び(2)の合計額が0円に満たない場合は0円とする。</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 生活の維持のために通常必要とされる費用の額</p> <p>計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、下記イ又はロのいずれかにより算出した金額とする。</p> <p>なお、見込納付能力調査において算出した納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、納税者の生活を維持することができなくなるおそれが生じないよう、計算期間を超える期間における納税者の生活の維持のために、通常必要とされる資金の額をつなぎ資金として留保する必要がある場合は、その所要資金の額を下記イ又はロにより算出した額に加算することができる（徴基通第152条関係4）。</p> <p>また、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している者がいる場合は、その負担額を下記イ又はロにより算出した額から控除する。</p> <p>イ 基準額算定法</p> <p>下記(イ)の金額に(ロ)の金額を加算する。</p> <p>なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、収支の状況、職業、健康状態等の個別事情を勘案して、養育費、教育費、治</p>	<p style="text-align: center;">第7章 納付能力調査 第2節 現在納付能力調査</p> <p>64 つなぎ資金</p> <p>つなぎ資金の額は、納税者が法人である場合には、調査日からおおむね1月以内の期間（以下「計算期間」という。）における下記(1)の額、納税者が個人の場合には計算期間における下記(1)及び(2)の合計額とする。</p> <p>なお、調査日からおおむね1月以内の期間において、資金繰りが最も窮屈になると見込まれる日が明らかである場合（納税者が個人である場合は、下記(2)ロにより計算する場合に限る。）は、調査日からその日までの期間を計算期間として差し支えない。</p> <p>また、計算期間における下記(1)の額又は下記(1)及び(2)の合計額が0円に満たない場合は0円とする。</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 生活の維持のために通常必要とされる費用の額</p> <p>計算期間に支出する納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の生活費として、下記イ又はロのいずれかにより算出した金額とする。</p> <p>なお、見込納付能力調査において算出した納税者の事業等による収入などの状況を踏まえ、納税者の生活を維持することができなくなるおそれが生じないよう、計算期間を超える期間における納税者の生活の維持のために、通常必要とされる資金の額をつなぎ資金として留保する必要がある場合は、その所要資金の額を下記イ又はロにより算出した額に加算することができる（徴基通第152条関係4）。</p> <p>また、納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の中に生活費を負担している者がいる場合は、その負担額を下記イ又はロにより算出した額から控除する。</p> <p>イ 基準額算定法</p> <p>下記(イ)の金額に(ロ)の金額を加算する。</p> <p>なお、納税者及び納税者と生計を一にする配偶者その他の親族の年齢、所有資産、収支の状況、職業、健康状態等の個別事情を勘案して、養育費、教育費、治</p>

新 旧 対 照 表

改 正 後	改 正 前
<p>療費に係る支出その他社会通念上生活の維持のために必要不可欠な支出として下記(イ)及び(ロ)の金額の合計額を超える金額を計算期間の生活費として見込む必要がある場合には、必要最小限度の所要資金の額を下記(イ)及び(ロ)の金額の合計額に加算することができる。</p> <p>(イ) <u>10万7千円</u> (配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき<u>4万8千円</u>を加算した金額)</p> <p>(ロ) (省略)</p> <p>ロ (省略)</p> <p>(注) 1～3 (省略)</p> <p>[個人のつなぎ資金の具体的な計算例] (単位：万円)</p> <p>(省略)</p>	<p>療費に係る支出その他社会通念上生活の維持のために必要不可欠な支出として下記(イ)及び(ロ)の金額の合計額を超える金額を計算期間の生活費として見込む必要がある場合には、必要最小限度の所要資金の額を下記(イ)及び(ロ)の金額の合計額に加算することができる。</p> <p>(イ) <u>10万円</u> (配偶者その他の親族があるときは、これらの者一人につき<u>4万5千円</u>を加算した金額)</p> <p>(ロ) (同左)</p> <p>ロ (同左)</p> <p>(注) 1～3 (同左)</p> <p>[個人のつなぎ資金の具体的な計算例] (単位：万円)</p> <p>(同左)</p>